

2007年度海外研修F3コース報告（第4回）

——台湾・韓国・中国の知的財産事情の研修——

2007年度海外研修団(F3)*



中国国家知識産権局にて

抄 録 日本知的財産協会海外研修F3コースは、1999年にスタートし、今回で4回目である。台湾、韓国、中国における知的財産情報、文化に直接触れること等を通じて、知的財産実務の円滑化を図ることを目的とした研修であり、現地事務所をはじめ、多くの関係者のご協力により本コースは成功裏に終えることができた。

目 次

1. はじめに
2. 対 象
3. 企 画
4. 各訪問先の報告
 - 4.1 台 湾
 - 4.2 韓 国
 - 4.3 中 国
5. おわりに

1. はじめに

本コースは、台湾、韓国、中国における知的財産情報、文化に直接触れること等を通じて、知的財産実務の円滑化を図ることを目的とした研修である。予め研修生を台湾・韓国・中国にグループ分けし、グループ毎にテーマを設定し、

* The JIPA Overseas Trainee Tour Group F3 ('07)

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

そのテーマについて自ら学習した上で、自ら訪問先を選定し、現地検分を行うことにより見識を深めることに主眼をおいて取り組んできた。

今回のF3研修を通して、我々研修生が得た研修成果について、訪問先毎にその概要を報告する。

2. 対 象

台湾、韓国、中国に関する知財業務に従事する実務担当者または管理者で、1回/月の事前研修と個別に企画する自主研修（以下、個別研修）に参加可能な者を対象としてコースが開催され、21名が参加した。

3. 企 画

企画側の意向として、本年度は特に、1) 現地研修で明確なアウトプットを得るために、目的意識をもって事前研修に臨むこと、2) 現地研修で得たアウトプットを事後研修で取りまとめ、知財管理誌に研修成果として報告すること、を研修開始当初から意識して活動するように、研修生にアナウンスがされた。

4. 各訪問先の報告

4.1 台 湾

台湾の専利法(特許法・実用新案法・意匠法)は、2001年10月および2002年10月の改正を経て、現行法は2004年7月に改正施行されたものである。今またさらに、知的財産権に関連する民事・刑事・行政訴訟事件を審理する智慧財産法院(日本でいう知的財産高等裁判所)の設立に向けて、「智慧財産法院組織法」および「智慧財産案件審理法」が立法院を通過し、2007年3月28日に総統命令で公布された。

本研修では下記の知的財産関連機関等を訪問した。全体的には、官民一体での知的財産の保護と活用を重視する姿勢が窺えた。

(1) 經濟部智慧財産局

智慧財産局は日本の特許庁に相当し、専利権(特許権、実用新案権、意匠権)、商標権、著作権や集積回路配置権の知的財産権や営業秘密に関する専門機関である。

2007年の人員は、2007年当初計画では643名だったが、99名の審査官を追加し、計742名になった。今後の人員目標は法定枠の806名という。その一方、過去400~700名いた外部審査官を80名に減員した。また、今回の訪問では次のような最新情報を聞くことができた。

1) 知財専門の裁判所である智慧財産法院の設立が2008年4月に予定されている。そこで現在の訴訟法について手続を簡素化すべく関係先に働きかけを行っている。

2) 先行技術調査等のアウトソーシングのための外郭団体を作りたいと考えている。

審査の実情では、台湾での審査は初審査、再審査の2段階で実施され、再審査には面接が有効である。先行技術調査では外部審査官も内部審査官も局内のデータベースを使用しており、主な引用文献は台湾公報、EP公報、US公報、中国公報、日本公報である。新任の審査官に対する教育としては2年間の研修が実施されている。4ヶ月の初級研修は各手続き・サーチ・分類について実施され、その後、シニア審査官の下で審査・先行文献の利用についてトレーニングするという。

日本でも話題になっている進歩性の判断手法、パラメータ発明の判断手法についても聞くことができた。進歩性についてはKSR事件¹⁾により示された進歩性の判断基準と類似性が高いものであり、智慧財産局はUSPTOの動き等にも注目し研究している。パラメータ発明は特許性が判断できればよく、実施例の数が充分であって記載要件を満たしていれば認められる。

明細書の誤訳については、専利法64条に規定されており、特許請求の範囲の縮小、誤記事項

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の訂正および不明瞭な記載の釈明に限定されている。しかしながら、表が抜け落ちている場合等、画一的に不可とするのではなく柔軟性を持たせた運用を検討しているという。

(2) 司法院

司法院は、台湾の最高司法機関であり、大法官、最高法院をはじめとする裁判所、公務員懲戒委員会等を管轄している。

2007年10月現在、司法院は智慧財産法院の設立準備中であり、2008年4月1日の設立を目指している。2008年の受任想定件数は2,000～3,000件とのことであり、裁判官9名体制でのスタートを予定している。

智慧財産法院は、民事訴訟の第一審と第二審、刑事訴訟の第二審、行政訴訟の第一審を管轄し、智慧財産案件審理法に基づく審理が行われる。

智慧財産法院における民事訴訟の審理には、次の特徴がある。

1) 双方の当事者が合意した場合には非公開裁判とできる等、営業秘密の保持が図られる。

2) 当事者が無効理由の有無について主張または抗弁する場合には裁判所がその理由の有無を判断しなければならず、訴訟を停止できない等、審理の迅速化が図られる。

3) 第一審が単独制で、第二審が合議制となる。

なお、司法院で入手した専利権侵害訴訟に関する最新データによると、地院（日本でいう地方裁判所）の民事第一審では事件数が増加傾向にあり、2006年の事件数は273件（前年比153%）である。この273件の中で取下げや和解等を除く判決数は110件（約40%）であり、また、全面的に敗訴とされたのは、全事件数の約29%であった。

(3) 財政部関税総局

財政部関税総局は、関税徴収や取調べ等の機

関を有する税関の本部組織であり、4箇所（基隆、台北、台中および高雄）の税関を管轄している。

近年、台湾では商標権侵害を中心に取締り件数が増加傾向にある。財政部関税総局では、職員研修への参加や情報提供等、権利者の協力で、税関職員の真贋識別力が向上しており、これが取締り件数の増加に貢献したと考えている。

職員研修としては、法律研修や真贋判定研修等があり、法律研修は各税関で1回/年開催され、真贋判定研修は、各税関で2回/年開催される。

この真贋判定研修は、各回、午前グループと午後グループで構成され、税関に事前申し込みした権利者は研修に参加して、サンプルで商品説明する等、1社当たり10～20分程度、税関職員に情報提供を行うことができる。

また、情報提供としては、権利者による模倣品情報や写真の税関への提供がある。税関に提供された模倣品情報等は、イントラネットで構築された内部情報システムに掲載されるため、各地の税関職員は内部情報システムを通じて得られる模倣品情報等を取締りに役立てることができる。なお、税関では、模倣品情報等に基づいて船便や航空便等、模倣品輸出入のルート分析も行っているという。

(4) 特許事務所

台湾国際専利法律事務所は、1965年に設立され、所員約240名、うち弁護士20数名、70名程の Patent エンジニア（うち日本留学経験者は80%以上）で、主に特許部、商標部および法律訴訟部の3部門で構成され、特許出願5,500件/年の事務所である。

理律法律事務所は、1956年に設立され、所員640名、うち弁護士110名、知財関係300名（日本部40名）、商標部70名で、そのうち80%が女性であって、特許出願8,000件/年の事務所

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ある。

特に特許明細書の翻訳について、両事務所から貴重な意見を聞くことが出来た。

誤訳の多くは専門用語や翻訳語として適切でない中国語の使用等であるとのこと。誤訳に関する訴訟は少なくないが、登録後の誤訳訂正はきわめて難しいという。

効果的な誤訳対策として、台湾出願に即した語句解釈に基づく翻訳が重要であることから、明細書翻訳は、台湾現地の特許事務所を利用するのがよい。また、誤訳の生じにくい日本語明細書が作成されていることが前提ではあるが、日本語→中国語の直接翻訳の方が、日本語→英語→中国語の二重翻訳よりも好ましい。二重翻訳は誤訳の機会が増えるためとのことであった。

翻訳作成／翻訳チェック用マニュアルを作成しており、翻訳者と所員に対して、翻訳作成／翻訳チェック用マニュアルの規定に完全に合致させるよう教育している。当該マニュアルの見直しは随時行っている、という事務所もある。

4.2 韓 国

韓国では、世界最高水準の知的財産強国になるべく、現在様々な行政活動が行われている。これは、韓国の審査では最初の拒絶理由通知までの期間が日本の審査に比べ極めて短い（9.8ヶ月（2006年））など、我々の日常の実務を通じても感じる事ができるが、今回の訪問でもそのような行政活動の一端を様々な場面で垣間見ることができた。また、特許法院や地方法院（日本でいう地方裁判所）では、日本では未だ導入されていない電子法廷といったインフラ整備がなされている。

以下、各訪問先について報告する。なお、韓国特許庁、特許法院および金・張法律事務所（以下「金&張」という）については共通の報告事項をまとめて示す。

(1) 韓国特許庁

韓国特許庁の審査官は、2005年に増員され、現在約850名である。庁自身を“Your Invention Partner”と位置付けて迅速な審査を行っており、出願人に特許となるクレーム・ポイントを示唆するようなポジティブ審査を行っている。その結果、後述するように特許査定率も高い。

(2) 特許法院

特許法院は日本の知的財産高等裁判所に近い位置付けではあるが、侵害訴訟は扱わず、審決取消訴訟のみを扱う。裁判部の構成は裁判官4人の4部制であり、技術審理官が17名在籍する。技術審理官のうち15名が特許庁経験者であり、裁判の審理と合議に参加できるが、事件に対する決定権限を持たない。審理は査定系（2006年／180件）では制限説（新証拠の提出不可）、当事者系（2006年／367件）では無制限説を採用しており、当事者系において新証拠が無ければ審決が覆ることは少ない。特許法院での平均審理期間は2006年で9.8ヶ月である。

(3) 特許事務所

金&張は1,605名からなるアジア最大の法律事務所である。うち、知財分野は弁理士・弁護士187名、技術スタッフ246名、一般182名の計615名から構成され、7名のチーム制を基本として運営されている。

(4) 三訪問先での共通報告

韓国特許庁、特許法院および金&張で、共通の質問を行ったことからその結果をまとめて示す。

1) 統計データ

図1に特許査定率（特許査定／全査定）を、図2に審判における請求認容率を、図3に審決取消訴訟における審決取消率を示す。2005年以

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

降、特許査定率については増加傾向にあるが、これは出願人によるクレーム数増加およびポジティブ審査によるものと韓国特許庁では推測している。

請求認容率は当事者系で2004年以降増加している。審決取消率は査定系、当事者系ともに大きな変化はない。

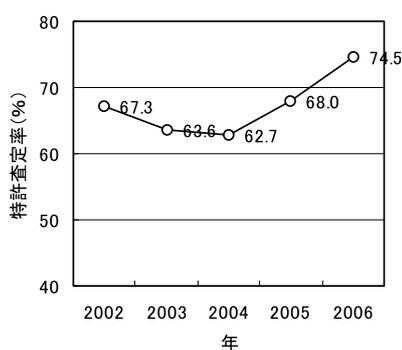


図1 特許査定率

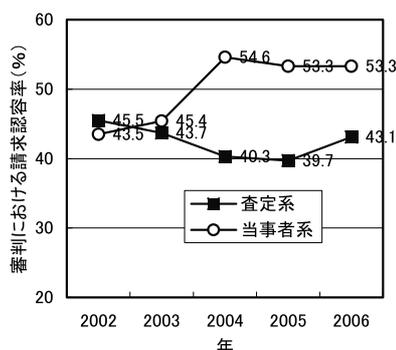


図2 審判における請求認容率

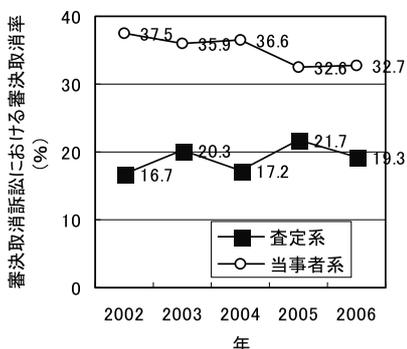


図3 審決取消訴訟における審決取消率

2) 進歩性

日本の知財高裁判決においては、進歩性に関して引用発明組合せの動機付けや阻害要因に言及した判例²⁾がある。また、米国においては最高裁において進歩性の判断手法に関わる判決(KSR事件)¹⁾がある。これらを踏まえて、韓国における進歩性判断手法の現状について伺った。

韓国における進歩性の判断手法は、出願発明と引用発明を比較し、構成の差を明確に把握した上で、その差を当業者が容易に発明できるかどうかを、目的の特異性、構成の困難性、効果の顕著性の三側面を主として総合的に判断する。技術構成の差に加え、作用効果の顕著性が重要視された大法院判決³⁾もある(金&張, 韓国特許庁)。

日本の進歩性判断における「阻害要因」は、韓国では「技術的困難性」として判断され、進歩性判断において参考にする程度であり、日本ほど重要視されていない。むしろ、韓国においては、「阻害要因」よりも「引用発明組合せの動機付け」を重視する傾向がある。

進歩性の判断手法を明示した韓国での判例はないが、判事の間では引用発明組合せの容易性に関する判断手法についての議論があり、今後は判断手法を具体的に説明する必要があるのではないかと考えているようである。また韓国において、日本の判決は進歩性判断に大きな影響を与えているが、米国のKSR事件¹⁾については影響が少ないようである(特許法院)。

進歩性判断に影響を与える判決としては、以下のものが示された。

① プローブカード事件⁴⁾

引用発明組合せの暗示・動機などの提示がなかったとしても、技術水準、技術常識、技術分野の基本的課題、発展傾向、業界の要求などに照らして容易に組合せできるものであれば進歩性は否定される。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

② 燃料ラインの気泡検出装置事件⁵⁾

出願発明と引用発明とを対比するに当たっては、今までの機械的な対比ではなく、課題の解決原理や方法にも着目して目的、構成の対比を行う。また、効果の参酌においては、明細書の記載から推論できる効果も参酌しなければならない。

無効審判で審決取消訴訟が提起された事例統計では、進歩性の否定に引用された公知例の組合せ数が増加傾向、すなわち組合せ容易と判断される傾向にあり、審査は厳しくなっている(金&張)。

なお、韓国特許庁では、4極間(韓国, 日本, 米国および欧州)において、クレームの同一性などの比較検討を行っている。

3) パラメータ発明

日本では、パラメータ発明において、実施例の数が十分ではなく、記載要件を満たしていないとした知財高裁判決⁶⁾があったが、それを受けて韓国における最近のパラメータ発明に対する記載要件の基準・考え方について伺った。

韓国においてもパラメータ発明は、一般的に日本と同様に、パラメータ規定範囲内での実施例が十分でない場合には記載不備に該当する(韓国特許庁)。

韓国では記載要件不備の観点としてではなく、新規性・進歩性の問題としてパラメータ発明を取り扱う傾向があり、技術的意義が記載されているかどうか最も重要であると考えられている(特許法院)。

特許法院がパラメータ発明で判断するポイントは、下記の2点である。

- ① 明細書に数値限定に関わる臨界的な意義、数値的意義が明確に説明されているか。
- ② 引用発明にパラメータ発明の意義が開示されていないか。

なお、韓国では、パラメータ発明についての記載要件を争点とした重要な判例はない。

4) 実用新案制度

実用新案制度を審査後登録制度にしたのは、以下の点を総合的に考慮してのことである。

① 登録後の技術評価手続は、審査手続に比べて複雑であったこと、② 登録権利の不安定性が存在すること、③ 審査期間が短縮されたことにより早期登録とする効用性がなくなったこと。なお、出願数は、審査制度導入後30~40%減少した(韓国特許庁)。

実用新案法が定める実用的考案とは、特許法という発明とは異なり、高度な創作性を要せず、その考案が物品の形状、構造または組合せにより使用価値を高める技術的進歩があれば進歩性が認められる。それは、付加的な構造であってもよいし、単純な組合せよりも増進した作用効果があればよい(金&張)。

実用新案制度の進歩性判断プロセスは特許法と変わりはない。進歩性レベルは低いので、特許法で拒絶となる発明でも、実用新案法で権利化されるものもある。ただし、その度合いを客観的に示すのは難しい(韓国特許庁)。

(5) ソウル中央地方法院

この法院には、法院長以下305名の裁判官が在籍する。民事事件の審理は、合議体(原則3名)または単独裁判官により行われ、原則的に訴額が1億ウォン(約1,200万円)以上の場合には、合議体で審理が行われる。知的財産を扱う合議体は3部あり(知的財産専門部; 11,12,13部)、差止事件はすべて合議体が担当する。審理をサポートする技術審理官(調査官)は2名在籍し、それぞれ通信および化学を専門とする。

侵害訴訟が提起された場合、法に従い特許審判院に通報される。特に特許審判院・特許法院との情報交換に関する制度はないが、ネットワークでつながっているため、特許審判院・特許法院での進行状況を確認しながら審理している。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

知的財産権の侵害の損害賠償に関する事件は、2006年で受付が270件、処理が262件であり、通常は1年未満で審理が終了する。判事の個人的な経験によれば、日米の当事者が多く、また、請求棄却または取下げ事件が多い。和解勧告が受け入れられることはほとんどなく通常判決で決着するとのことである。

特許権行使のための侵害立証の容易化制度について、韓国特許法には、日本の特許法（第105条など）のような文書提出命令、検証物の提示などの条文はまだない。しかし、韓国民事訴訟法には立証容易化制度はある。例えば、韓国民訴訟法144条では、例外事由がない限り、文書提出命令の対象になると規定され、文書提出命令が可能か否かは、営業秘密（日本の場合は“正当な理由”；特許法第105条）の有無で決定される。また、侵害訴訟における弁理士の共同代理権制度および補佐人制度はないが、現在国会で法改正について検討中である。

特許権に対抗するための権利濫用の抗弁について、日本のキルビー事件⁷⁾と同様の判例⁸⁾があった。この判例の影響として、特許侵害事件の請求棄却数は増加したようである。この判例に対し、弁理士会、企業は正しい判断であるという意見が多いが、裁判官の間では自由技術の抗弁として処理した方がよいという意見もあるとのことである。

(6) LG電子

LG電子は、全世界250社16万人を擁する一大グループであり、モバイルコミュニケーション、デジタルアプライアンス、デジタルディスプレイ、デジタルメディアの4つの事業領域から構成される。「Top 3」（各分野で世界の上位3社に入ること）を事業戦略のスローガンとしている。

本社中心型組織である知的財産センタ（特許担当者／約200名）は、従来までの“自社技術

の保護”の防衛的観点から“知的財産は企業収益”へと攻めの方針を掲げ、知財資産を活用した知財価値の極大化を図っている。具体的には、国際競争力を持つパテントポートフォリオの構築（主要事業部別、地域別）や標準特許の開発、戦略的なクロスライセンス（製品開発自由度の確保）等を実践し、収益貢献（収益増と支出節減）につなげている。

2006年の国内出願は8,500件、外国出願は5,000件であるが、今後は、量より質を志向し、2010年迄には国内出願の抑制および外国出願の増大により、国内と外国を同数にする計画である。R&D部門からの出願がほとんどであるが、事業部門からの出願も知的財産センタで扱っている。記載量の少ない発明届出書は、発明者と特許担当者とのミーティングにより内容の充実化を図っている。

4.3 中国

中国では専利法改正が計画されており、中国第一国出願に係る運用上の問題など、法改正の動向が日本企業の知財施策に与える影響は大きいものと想定される。法改正の中でも研修生の関心事を中心に質問事項および訪問先を選定した。

また、F3研修の運営面では、今回新たな試みとして、中国知識産権研究会に各訪問先へのアポイントメントや調整を一括して依頼し、所期の成果を挙げる事ができた。

(1) 中国知識産権研究会

JIPA海外研修団で初めて、中国知識産権研究会（CIPS）を訪問した。このCIPSは中国の特許制度と共に、1987年にスタートした、中国の知的財産権専門家や国家知識産権局のOB等から成る民間の組織である。北京本部には12名が在籍して雑誌出版や会運営、鑑定業務等を行っている。CIPSの理事会は企業や大学、政府、

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

党から200名以上の特許、商標等知的財産の専門家により構成される。会員活動は活発で、2004年から毎年4回以上研究会・学術交流会等を行っている。研究会や交流会には知的財産権の分野で有名な専門家・学者方が参加して有力な研究結果を出している。またこの3年間、国際交流もさかんに行っており、米国法律協会、独国特許事務所、日本では発明協会とも交流がある。これからはJIPAとも交流を深めていきたいとのコメントを頂いた。

(2) 中国国家知識産権局 (SIPO)

専利法第三次改正案(送審稿)では、中国で完成した発明を外国出願(外国受理官庁へのPCT出願を含む)する場合は、SIPOの許可が必要であり、違反すれば中国で特許は登録されない。許可を得れば中国への第一国出願の必要はない。中国出願前の外国出願許可申請または中国出願に対する外国出願の可否判断は、規定上6ヶ月以内であるが、実際は殆どが自由技術のため2週間以内とのことである。当該発明が外国法人からの委託研究に関し、特許を出願する権利は外国法人に帰属するとの契約がある場合、専利法に照らし適法に譲渡は成立するが、技術輸出入管理条令の手続が必要な場合があり注意を要する。

発明者への報奨金については、特許権を有する中国の国有企業等(大学を含む)と雇用関係にある者のみが法律上の支給対象である。外国企業は、研究委託先の国有企業等に属する研究者の発明について特許権を取得した場合、報奨金の支払い義務がなく、研究者に直接委託したときは契約に従う。外国企業と国有企業等の共有特許の場合、国有企業等のみが報奨金を支払う法律上の義務を有し、外国企業は契約に従う。

意匠については、関連意匠出願を認める判決⁹⁾が、専利法実施細則での関連意匠の定義等の規定にどのように影響するかは明らかでないが、

意匠権の効力範囲は変わらないとのことである。部分意匠は、物品全体としての権利保護と侵害判断の観点および、創造性の水準低下に繋がるという理由から、保護する必要はないとの考えである。

拒絶査定不服審判の請求数は、2005年までは急激に増加していたが、2006年以降は少し減少した。前置審査での特許査定率は約半分である。

改訂された審査基準(3.4)は厳格に運用されており、出願後に提出された実験成績証明書については、進歩性を否定する拒絶理由通知への反証が目的の場合のみ参酌され、出願人が自発的に提出した場合や、実施可能要件またはクレームのサポート要件違反等の記載不備を補う場合は参酌されない。

(3) 北京第二中級人民法院

北京市の東側9区域に係る刑事、民事、行政の各訴訟を管轄する第一審級の人民法院である。知財関連訴訟の受理件数(最近2年間)は、特許約300件、商標100件余り、平均審理期間は81日間、原告勝訴率は60~70%である。なお、知財行政訴訟は北京第一中級人民法院が管轄している。

本訪問では、主に侵害訴訟手続の実態

- 1) 公知技術の抗弁
- 2) 損害額の算定
- 3) 判決効力の実効性

についての質疑を行い、以下のような内容が判った。

1) 被告は公知技術の抗弁が可能であり、① 公知技術と特許技術方案が完全同一ならば、判決により原告の主張は排斥される。② 公知技術と特許技術方案が類似の場合は、法院で判断できるときは判決が出され、法院で判断できない場合は、被告が特許覆審委員会に特許無効を請求してその判断を待つ。③ 侵害品が特許技術と完全に同一で公知技術と異なる場合には抗

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

弁不成立と判断される。

2) 損害額の算定は、① 特許権者の損害額・侵害者の利益額に基づいて算定、② 特許権者のライセンスの額を参考にして算定、③ 前記2ケースに非該当の場合は裁判所で判断し算定、の3種類がある。①②の場合、50万円を超える判決もあり得るようである。

3) ① 既に生産された製品、② 税関差押え製品、③ 製品製造のための道具、は判決によって市場での販売等が停止される。日本との相違点として、中国では、「侵害製品も物質的価値があり、侵害対象部位以外は社会的に有益」との観点から、押収物は廃棄せず、侵害者に返却する。

(4) 北京大学

北京大学では、申請された発明の内容評価の後、70%程度が出願され、明細書の作成は代理人事務所が担う。学内の施設を使って完成した発明は職務発明とされ、発明者（教授等）は権利者にはならず、北京大学が権利者となる。知財に対する意識は、教授、学生ともに非常に高く、出願する意識も高いとのこと。なお、特許（発明）出願数は、2002年の117件から2006年の301件と増加傾向にあり、その95%以上が単独出願であり、企業との共同出願は少ない。

企業からの委託研究の場合は、通常、教授が権利の帰属を決定し、企業との共有にする場合が多い。企業との共有権利となり、当該企業が利益を得た場合は、相当の対価が北京大学に支払われ、それを大学・当該学部・発明者で分配する。中国企業のみが権利者となった場合には、当該企業が得た利益の0.2%程度が支払われるが、外国企業のみが権利者となった場合には、契約に従うとのこと。

(5) 中星微電子

1999年に創立された半導体チップメーカー中

星微電子（北京市）を訪問した。中星微電子の知財部には9名在籍し、そのうち2名は米国駐在である。創立当時よりトップは知財を重視し、「知財は企業の文化」、「競争力は技術（知財）に頼るしかない」とのスローガンを掲げている。現在までに出願件数は1,000件以上、登録件数は250件以上である。

職務発明に対する報奨金対象として、アイデア提出時、出願時、登録時、実施時およびライセンスの対象となったときに支払われる（支払い対象人数は400名）。アイデアから出願に結びつく割合は、90%とのことである。

発明者に対する研修として、入社時に1～2時間、中堅技術者等にもレベルアップした研修を定期的に行う。知財部員にも、月2～3回特別研修を行っている。

(6) 特許事務所

北京銀龍知識産権代理有限公司（以下「銀龍」という）を訪問した。銀龍の弁理士は約40名、エンジニアは20名余りであり、昨年度の特許、実用新案、意匠の出願件数は5,000件を超える渉外事務所である。

銀龍で得られた情報の中で、ここでは以下3点について紹介する。

1) 特許成立阻止を狙った情報提供はかなり増えている。審査官のサーチが常に完璧とは限らず、技術用語の統一が難しいものや他国の資料等に関してはかなり有効なので、情報提供を積極的に活用すべきである。

2) 模倣問題に関しては、特に産業の発展期に起こりやすく、中国がまさにその時期だと考えている。中国人に対しては警告や告発により模倣をやめさせられることが多い。法院において模倣かどうかの判断をする時に重視される点は、対象物が依拠して作られたものかどうかという観点である。どれだけ似ているかの比率だけで判断されるわけではない。一方SIPOが無

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

効を判断する時は全体観察を行うことになる。

3) 中国における鑑定は、法廷における参考資料にしかなく、裁判官は技術に明るくない場合が多く、非常に有効な手段であることは間違いない。

5. おわりに

本研修では、各特許庁、司法機関、企業など、個々の企業では訪問し難い訪問先において、各研修生がグループ単位で事前に準備した関心事を中心に質疑応答を行うことができ、有意義な回答が得られた。

自主企画型研修に当初戸惑いもあったが、研修生全員が11日間にわたって寝食を共にしたことで、相互の交流を深めることができた。また、現地研修初日に、成田出発メンバーの飛行機トラブルにより関空出発メンバー、成田出発メンバーが別行動せざるを得なくなるなどのハプニングもあったが、研修生の結束を固める良い機

会にもなり、終わってみれば良い思い出になった。

このような貴重な経験、人脈を、アジア知財の更なる取り組みに活かしていきたい。

最後に、事前研修・現地研修でお世話になった現地事務所、現地機関の方々、事前研修でお世話になった講師の先生方をはじめ、多くの関係者のご協力に対して、改めて感謝の意を表したい。

注 記

- 1) 合衆国最高裁判所No.40-1350
- 2) 平成17年（行ケ）第10490号
- 3) 韓国大法院2000フ3234
- 4) 韓国大法院2005フ3284
- 5) 韓国特許法院2006ホ6099
- 6) 平成17年（行ケ）第10042号
- 7) 平成10年（オ）第364号
- 8) 韓国大法院2000ダ69194
- 9) 中国（2006）高行終字第470号

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

表1 2007年度（F3）研修日程および研修参加者

【研修日程】

研修	回	開催日	研修内容等
事前研修	1	4/13	コース説明・グループ編成等
	2	6/8	現地研修質問事項の検討，等
	3	7/23	現地研修質問事項の検討，講義等
	4	9/13	現地研修質問事項報告，各国日程摺りあわせ
現地研修	1	10/17	[台湾(台北)] 理律法律事務所
	2	10/18	[台湾(台北)] 財政部関税総局，經濟部智慧財産局
	3	10/19	[台湾(台北)] 司法院，台湾国際専利法律事務所
	4	10/22	[韓国(ソウル)] ソウル地方法院，LG電子，金・張法律事務所
	5	10/23	[韓国(大田)] 特許庁，特許法院
	6	10/25	[中国(北京)] 中国知識産権研究会，中国国家知識産権局，北京大学，北京銀龍知識産権代理有限公司
	7	10/26	[中国(北京)] 北京第二中級人民法院，中星微電子
事後研修	1	11/14	まとめ（現地研修感想，事後研修等スケジュール共有化）
	2	12/14	まとめ（会誌原稿修正，アンケートまとめ，他）
	3	2/15-16	総まとめ（会誌原稿最終確認，その他研修成果等の確認）

この他に，各グループ個別研修を，台湾2回，韓国3回，中国6回実施。

【研修参加者】

	氏名（会社名）[敬称略，*は，グループリーダー]
団長	作田康夫（ポレール特許業務法人） [韓国・中国]
団長代行	土井英男（日本知的財産協会） [台湾]
台湾グループ (Aグループ)	新濱正敏（住友精化）*，内藤兼之（アロン化成），細野孝（出光興産）， 宮部正明（不二製油）
韓国グループ (Bグループ)	山下克浩（東洋紡績）*，小林純一（東京エレクトロン）， 園部宏幸（日立化成工業），高森正秀（日立国際電気）， 西誠治（神戸製鋼所），細谷憲孝（住友金属工業）
中国グループ (Cグループ)	河野通洋（大日本インキ化学工業）*，稲垣克己（日本ゼオン）， 大野悦子（J S R），音頭昌明（本田技研工業），重村洋一（積水化学工業）， 田村理（協和発酵工業），西山幸典（アドヴィックス）， 沼尾洋介（新日本石油），福井雅英（明治製菓），森真人（カネカ）， 山崎英行（クリナップ）
事務局	上江誠（日本知的財産協会）

【人材育成委員会，事務局】

村本隆司（トヨタ自動車），森真人（カネカ），中村仁士（コクヨ），露木育夫（事務局），
上江誠（事務局）

（原稿受領日 2008年3月4日）